

議案第 1 号

令和元年度船橋市一般会計補正予算

令和元年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 6 3, 2 1 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 3, 8 7 3, 7 1 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 8 月 2 9 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

[illegible]

[illegible]

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
55 教育費	15 小学校費	校舎整備事業	1,038,088
		学校建設諸経費	56,819
	20 中学校費	校舎整備事業	190,110
		学校建設諸経費	45,056
	30 特別支援学校費	施設整備事業	1,060

第3表 地方債補正

(変 更)

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	計
小 学 校 建 設 事 業	806,000	714,400	1,520,400
中 学 校 建 設 事 業	65,900	147,600	213,500
特別支援学校建設事業	305,400	500	305,900

(単位:千円)

起 債 全 体 計	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	20,155,000	862,500	21,017,500

議案第 2 号

令和元年度船橋市介護保険事業特別会計補正予算

令和元年度船橋市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 1, 2 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 3, 4 4 8, 2 5 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 8 月 2 9 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歲入

(単位：千円)

[illegible]

歲 出

議案第3号

令和元年度船橋市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和元年度船橋市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。なお、平成31年度船橋市の病院事業会計予算を令和元年度船橋市の病院事業会計予算に読み替えている。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	病院事業収益	17,682,000千円	15,000千円	17,697,000千円
第2項	医業外収益	1,117,300千円	15,000千円	1,132,300千円
支 出				
第1款	病院事業費用	17,682,000千円	15,000千円	17,697,000千円
第2項	医業外費用	241,900千円	15,000千円	256,900千円

令和元年8月29日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第4号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(船橋市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 船橋市職員退職手当支給条例（昭和25年船橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、一般職の職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員（地方公営企業に勤務するものに限る。）を除く。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもの

で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第3条第2項中「負傷若しくは疾病」を「傷病」に改め、「以下「傷病」という。」を削る。

第4条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第5条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第5条の3中「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第4号」に改め、「(第1号)の次に「及び第5号」を加える。

第5条の5中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第3号」に、「第5条第1項第5号」を「第5条第1項第6号」に改める。

第7条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(勤続期間の計算の特例)」を付し、同条を次のように改める。

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続きた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の2の次に次の1条を加える。

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第8条の2第9項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「法律」を「臨時的に任用される職員その他の法律」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者

第10条第2項各号列記以外の部分中「に職員」の次に「又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であった者（以下この項において「職員等」という。）」を加え、「当該職員」を「当該職員等」に改め、同項第1号中「職員」を「職員等」に改め、同項第2号中「係る職員」を「係る職員等」に、「の職員」を「の職員等」に改める。

（船橋市職員の分限等の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 船橋市職員の分限等の手続及び効果に関する条例（昭和26年船橋市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第2項中「起算して1年以内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の末日までの間」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「当該任期の範囲内」とする。

第6条中「給料」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年船橋市条例第 号）第4条第2項に

規定する基本報酬（同項に規定する地域手当に相当する額を除く。）」を加える。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第41条の見出し中「非常勤職員及び臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）及び臨時的任用職員」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「任命権者が別に」を「別に条例で」に改める。

（船橋市職員定数条例の一部改正）

第4条 船橋市職員定数条例（昭和35年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時的任用の者、嘱託」を「臨時的に任用された者（臨時の職に係るものに限る。）」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成2年船橋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年船橋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。）を除く。）」を削り、同条第2項中「非常勤職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第11条中「非常勤職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年船橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条（見出しを含む。）中「及び臨時的任用職員」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第8条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年船橋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(船橋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 船橋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年船橋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年船橋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「及び臨時的任用職員」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の令和2年4月1日の前日を含む月以前における第1条の規定による改正前の船橋市職員退職手当支給条例第7条の2に規定する臨時職員等としての勤続期間は、従前の例により計算し、これを同月後の引き続いた勤続期間に通算するものとする。

3 第1条の規定による改正後の船橋市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

4 前項の規定の適用を受ける者に対する新条例第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように制定する。

令和元年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定により、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(給与及び費用弁償)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）には、報酬、費用弁償及び期末手当を支給する。

2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）には、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

(給与及び費用弁償の支払)

第3条 この条例に基づく給与及び費用弁償（以下「給与等」という。）は、直接会計年度任用職員に現金で全額支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の申出があったときは、給与等の全額を口座振替の方法で支払うことができる。

3 会計年度任用職員が給与等からの控除を申し出たものであって、市長が定めるものは、当該会計年度任用職員に給与等を支給する際その給与等から控除することができる。

4 給与等（期末手当を除く。以下この項及び次項において同じ。）の計算期間は、月の初日から末日までとし、給与等の支給日は、翌月17日とする。ただし、支給日が日曜日、

土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、繰り上げて支給することができる。

- 5 前項の規定にかかわらず、任命権者が必要があると認めるときは、会計年度任用職員の任用の形態に応じ、給与等の計算期間及び支給日を定めることができる。
- 6 会計年度任用職員が、その者又はその収入によって生計を維持するものの出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求したときは、その際これにその日までの給与等を支払わなければならない。

（給料及び基本報酬）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額とし、当該月額は、当該フルタイム会計年度任用職員が一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号）第10条第1項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「常勤職員」という。）であるとした場合に適用を受けることとなる別表に掲げる給料表の職務の級及び号給により定められる額の範囲内で、規則で定める額とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬（第6条に規定する地域手当に相当する額を含む。以下同じ。）は、月額、日額又は時間額とし、当該額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 基本報酬が月額の場合 当該パートタイム会計年度任用職員がフルタイム会計年度任用職員であるとした場合に前項の規定に基づき定められる額（以下「報酬基準額」という。）に100分の112を乗じて得た額を規則で定めるフルタイム会計年度任用職員の1月当たりの勤務時間（以下「フルタイム標準勤務時間」という。）で除して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員に割り振られた1月当たりの勤務時間を乗じて得た額
- (2) 基本報酬が日額の場合 報酬基準額に100分の112を乗じて得た額をフルタイム標準勤務時間で除して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員に割り振られた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額
- (3) 基本報酬が時間額の場合 報酬基準額に100分の112を乗じて得た額をフルタイム標準勤務時間で除して得た額

（給与の減額）

第5条 会計年度任用職員が勤務しないときは、任命権者が定める場合を除き、その勤務

しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(地域手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員の例により、地域手当を支給する。

(通勤手当等)

第7条 会計年度任用職員には、常勤職員の例により、通勤手当又はこれに相当する費用弁償を支給する。

(時間外勤務等に係る手当等)

第8条 会計年度任用職員には、常勤職員の例により、次に掲げる手当又は報酬を支給する。

- (1) 時間外勤務手当又はこれに相当する報酬
- (2) 休日勤務手当又はこれに相当する報酬
- (3) 夜間勤務手当又はこれに相当する報酬
- (4) 宿日直手当又はこれに相当する報酬

(端数計算)

第9条 基本報酬の額及び次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第10条 第5条及び第8条(第4号を除く。)の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 当該フルタイム会計年度任用職員の給料の額に地域手当の額を加えて得た額をフルタイム標準勤務時間で除して得た額
- (2) パートタイム会計年度任用職員 報酬基準額に100分の112を乗じて得た額をフルタイム標準勤務時間で除して得た額

(期末手当)

第11条 任用の期間が6月以上の会計年度任用職員には、常勤職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 給料が月額の場合 当該フルタイム会計年度任用職員の給料の額に地域手当の額を

加えて得た額

(2) 基本報酬が月額の場合 当該パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額

(3) 基本報酬が日額又は時間額の場合 報酬基準額に100分の112を乗じて得た額をフルタイム標準勤務時間で除して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員に割り振られた1月当たりの勤務時間を乗じて得た額

2 前項の期末手当は、規則で定める日に支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、規則で定める会計年度任用職員にあっては、期末手当を支給しない。

(任命権者が特に必要があると認める会計年度任用職員の給料及び基本報酬)

第12条 この条例の規定にかかわらず、任命権者が特に必要があると認める会計年度任用職員の給料及び基本報酬については、任命権者が別に定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 規則で定める職の会計年度任用職員のうち、令和2年4月1日の前日が属する年度(以下「特定期間」という。)において、市の非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)又は臨時的任用職員であった者であって特定期間に同一又は類似の職に採用されていたものにあつては、その者の受ける基本報酬の額が特定期間に受けていた報酬又は賃金の額に達しないこととなるときは、同年5月分までに限り、基本報酬の額のほか、その差額に相当する額を基本報酬とみなして支給する。

3 前項の規定の適用を受ける会計年度任用職員に係る第10条第2号の規定の適用については、同号中「除して得た額」とあるのは、「除して得た額に附則第2項に規定する差額に相当する額を加えて得た額」とする。

別表

給料表	職務の級	号給
行政職給料表(1)	1級	1号給から91号給まで
行政職給料表(2)	1級	1号給から28号給まで
教育職給料表	1級	1号給から40号給まで

医療職給料表(2)	1 級	1 号給から 4 1 号給まで
-----------	-----	-----------------

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与等について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 6 号

船橋市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 9 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(船橋市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 船橋市職員退職手当支給条例（昭和 2 5 年船橋市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 2 号中「(同法第 1 6 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

附則第 1 2 項中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

附則第 1 5 項中「平成 3 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の旅費に関する条例（昭和 2 6 年船橋市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 1 6 条第 2 号から第 5 号まで」を「第 1 6 条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第 4 項中「当該親族」を「当該扶養親族」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、同条第 5 項中「者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加える。

(船橋市職員の分限等の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 3 条 船橋市職員の分限等の手続及び効果に関する条例（昭和 2 6 年船橋市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 1 6 条第 2 号」を「第 1 6 条第 1 号」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 7 年船橋市条例第 2 1 号）の一部を次

のように改正する。

第28条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第28条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第28条の4第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第43条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「、第28条第1項」を「、同項」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年船橋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第1条中船橋市職員退職手当支給条例附則第12項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第28条第1項及び第4項、第28条の2第2号（同条例第28条の4第5項及び第43条第8項において準用する場合を含む。）、第28条の4第1項及び第2項第1号並びに第43条第7項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

地方公務員法等の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 7 号

船橋市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 9 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

船橋市消防団の設置等に関する条例（昭和 4 0 年船橋市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「禁^こ錮」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

理 由

地方公務員法の一部改正にならい、消防団員の任用について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

船橋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年8月29日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

船橋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年船橋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（審査会の設置）

第16条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、船橋市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要があると認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則第3項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害弔慰金等の支給について調査審議するための審査会の設置について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年8月29日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年船橋市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号」を「法第19条第1項第1号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「法第19条第1項第2号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用できるよう」を「利用できるよう、」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に改め、「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。))をいう。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に、「以下」を「次項において」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるもの

に対する副食の提供

(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101 円

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57, 700 円（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101 円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第 13 条第 4 項第 5 号並びに第 5 項及び第 6 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 14 条第 1 項中「特例施設型給付費を含む。以下この項」を「法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下この項、第 19 条、第 35 条第 3 項及び第 36 条第 3 項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「特定教育・保育施設は、」の次に「前条第 2 項の」を加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 15 条第 1 項第 2 号中「。以下「認定こども園法」という。」を削り、「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

第 16 条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第24条の見出し及び同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給

付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第2号」を「法第19条第1項第2号」に、「利用中の子ども」を「小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「同号」を「法第19条第1項第1号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号」を「法第19条第1項第1号」に、「同項第2号」を「法第19条第1項第2号」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号」を「法第19条第1項第1号」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする」に改める。

第37条第1項を次のように改める。

特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第33号）第29条に規定する小

規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

第37条第2項中「(平成26年船橋市条例第33号)」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「同号」を「法第19条第1項第3号」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「利用できるよう」を「利用できるよう、」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第3項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「代替保育」の次に「(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。)」を行う者」に、「同項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)」及び「(以下「居宅訪問型保育連携施設」という。)」を削り、同項を同条第4項とし、

同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育

に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条を次のように改める。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条、第35条第3項及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、この章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定

を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第3号」を「法第19条第1項第3号」に改め、同条第3項中「に特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する」を「には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。ただし、第2条及び第15条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

船橋市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年8月29日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市印鑑条例の一部を改正する条例

船橋市印鑑条例（昭和50年船橋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「記録されている氏名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第6条第3項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）」を削る。

第15条第5号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

理 由

印鑑登録原票に旧氏を登録できるようにするため、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 11 号

船橋市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

船橋市男女共同参画センター条例（平成 6 年船橋市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「船橋市宮本 2 丁目 1 番 4 号」を「船橋市本町 1 丁目 3 番 1 号」に改める。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（使用の制限等）

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が使用を不適當と認めるとき。

（損害賠償）

第 5 条 センターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

第 6 条から第 13 条までを削り、第 14 条を第 6 条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和元年１１月１日から施行する。

理 由

男女共同参画センターを移転するについて、その位置を変更する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 12 号

(仮称) 船橋市立塚田第二小学校給食用厨房備品物品供給契約の締結について

(仮称) 船橋市立塚田第二小学校給食用厨房備品の購入について、次のとおり物品供給契約を締結する。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | (仮称) 船橋市立塚田第二小学校給食用厨房備品の購入 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 50,600,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉県千葉市中央区登戸 3 丁目 19 番 9 号
昭栄ビル 3 301 号
株式会社中西製作所 東関東支店
支店長 昌 崎 光 雄 |

理 由

(仮称) 船橋市立塚田第二小学校給食用厨房備品を購入するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 13 号

損害賠償の額の決定について

医療行為による損害賠償請求について、次のとおり損害賠償の額を定める。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

1 相手方

船橋市在住

患者 A の妻

船橋市在住

患者 A の子

2 要旨

- (1) 損害賠償の額は、患者 A の妻に対して 7,500,000 円、患者 A の子に対して 7,500,000 円とする。
- (2) (1)による賠償金のほか、本件における当事者間にはなんらの債権債務のないことを確認する。

理 由

医療行為による損害賠償請求について、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 1 4 号

市道の路線認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

令和元年 8 月 2 9 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
29-104	前貝塚町 401-42	前貝塚町 1005-1	5. 00	93. 60	
			5. 00		
59-175	坪井町 612-14	坪井町 612-18	5. 50	76. 32	
			5. 50		

理 由

市道の路線認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を得る必要があ
る。

議案第 15 号

教育委員会教育長任命の同意を求めることについて

教育委員会教育長松本 文化は、令和元年 10 月 14 日をもって任期が満了するので、
引き続いて同人を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第16号

教育委員会委員任命の同意を求めることについて

教育委員会委員鳥海 正明は、令和元年10月14日をもって任期が満了するので、引き続き同人を委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和元年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第 17 号

公平委員会委員選任の同意を求めることについて

公平委員会委員牧野 房江は、令和元年 10 月 9 日をもって任期が満了するので、久常雅世を後任の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第18号

公平委員会委員選任の同意を求めることについて

公平委員会委員土田 吉彦は、令和元年10月9日をもって任期が満了するので、引き続いて同人を委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和元年8月29日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第19号

監査委員選任の同意を求めることについて

監査委員齋藤 弘之は、令和元年9月30日をもって任期が満了するので、引き続いて
同人を委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項
の規定により議会の同意を求める。

令和元年8月29日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

議案第 20 号

固定資産評価審査委員会委員選任の同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員柳町 和巳は、令和元年 9 月 30 日をもって任期が満了するので、引き続いて同人を委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

認定第 1 号

決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度
船橋市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 市税		99,983,600,000
	10 市民税	50,950,500,000
	15 固定資産税	35,470,600,000
	20 軽自動車税	537,000,000
	25 市たばこ税	3,554,000,000
	30 特別土地保有税	100,000
	32 入湯税	5,300,000
	35 事業所税	1,966,100,000
	40 都市計画税	7,500,000,000
15 地方譲与税		899,800,000
	12 地方揮発油譲与税	243,100,000
	15 自動車重量譲与税	626,800,000
	20 地方道路譲与税	100,000
	25 特別とん譲与税	29,800,000
20 利子割交付金		128,200,000
	10 利子割交付金	128,200,000
21 配当割交付金		582,800,000
	10 配当割交付金	582,800,000
23 株式等譲渡所得割交付金		676,900,000
	10 株式等譲渡所得割交付金	676,900,000
24 地方消費税交付金		10,817,700,000
	10 地方消費税交付金	10,817,700,000
25 ゴルフ場利用税交付金		3,400,000
	10 ゴルフ場利用税交付金	3,400,000
30 自動車取得税交付金		352,000,000
	10 自動車取得税交付金	352,000,000
35 国有提供施設等所在市助成交付金		198,800,000
	10 国有提供施設等所在市助成交付金	198,800,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
103,327,930,522	100,167,347,474	326,207,297	2,834,375,751	183,747,474
52,676,024,877	50,732,835,396	203,014,781	1,740,174,700	△ 217,664,604
36,712,456,440	35,769,306,943	95,494,001	847,655,496	298,706,943
597,730,347	556,700,289	4,209,800	36,820,258	19,700,289
3,534,113,199	3,534,113,199	0	0	△ 19,886,801
0	0	0	0	△ 100,000
5,410,350	5,410,350	0	0	110,350
2,007,637,700	2,006,528,700	0	1,109,000	40,428,700
7,794,557,609	7,562,452,597	23,488,715	208,616,297	62,452,597
974,156,252	974,156,252	0	0	74,356,252
271,528,000	271,528,000	0	0	28,428,000
668,868,000	668,868,000	0	0	42,068,000
0	0	0	0	△ 100,000
33,760,252	33,760,252	0	0	3,960,252
149,446,000	149,446,000	0	0	21,246,000
149,446,000	149,446,000	0	0	21,246,000
490,371,000	490,371,000	0	0	△ 92,429,000
490,371,000	490,371,000	0	0	△ 92,429,000
451,450,000	451,450,000	0	0	△ 225,450,000
451,450,000	451,450,000	0	0	△ 225,450,000
10,818,490,000	10,818,490,000	0	0	790,000
10,818,490,000	10,818,490,000	0	0	790,000
3,618,707	3,618,707	0	0	218,707
3,618,707	3,618,707	0	0	218,707
339,342,000	339,342,000	0	0	△ 12,658,000
339,342,000	339,342,000	0	0	△ 12,658,000
198,852,000	198,852,000	0	0	52,000
198,852,000	198,852,000	0	0	52,000

款	項	予 算 現 額
37 地方特例交付金		597,000,000
	10 地方特例交付金	597,000,000
40 地方交付税		2,668,000,000
	10 地方交付税	2,668,000,000
45 交通安全対策特別交付金		62,700,000
	10 交通安全対策特別交付金	62,700,000
50 分担金及び負担金		2,213,200,000
	10 負担金	2,213,200,000
55 使用料及び手数料		5,255,300,000
	10 使用料	3,596,800,000
	15 手数料	1,621,160,000
	20 証紙収入	37,340,000
60 国庫支出金		38,024,521,000
	10 国庫負担金	28,514,588,000
	15 国庫補助金	9,389,523,000
	20 委託金	120,410,000
65 県支出金		11,053,549,000
	10 県負担金	7,291,473,000
	15 県補助金	2,608,706,000
	20 委託金	1,153,370,000
70 財産収入		334,500,000
	10 財産運用収入	292,920,000
	15 財産売払収入	41,580,000
75 寄附金		674,500,000
	10 寄附金	674,500,000
80 繰入金		5,629,887,000
	10 基金繰入金	5,620,787,000
	15 特別会計繰入金	9,100,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
597,146,000	597,146,000	0	0	146,000
597,146,000	597,146,000	0	0	146,000
3,443,940,000	3,443,940,000	0	0	775,940,000
3,443,940,000	3,443,940,000	0	0	775,940,000
60,480,000	60,480,000	0	0	△ 2,220,000
60,480,000	60,480,000	0	0	△ 2,220,000
2,253,852,976	2,222,781,833	112,550	30,958,593	9,581,833
2,253,852,976	2,222,781,833	112,550	30,958,593	9,581,833
5,339,390,416	5,267,266,655	2,048,666	70,075,095	11,966,655
3,673,202,044	3,602,573,658	1,967,820	68,660,566	5,773,658
1,629,389,112	1,627,893,737	80,846	1,414,529	6,733,737
36,799,260	36,799,260	0	0	△ 540,740
37,702,372,364	36,264,140,364	0	1,438,232,000	△ 1,760,380,636
28,191,464,917	28,191,464,917	0	0	△ 323,123,083
9,387,452,920	7,949,220,920	0	1,438,232,000	△ 1,440,302,080
123,454,527	123,454,527	0	0	3,044,527
10,689,704,000	10,669,890,000	0	19,814,000	△ 383,659,000
7,008,846,488	7,008,846,488	0	0	△ 282,626,512
2,494,161,941	2,474,347,941	0	19,814,000	△ 134,358,059
1,186,695,571	1,186,695,571	0	0	33,325,571
526,754,000	526,724,434	0	29,566	192,224,434
304,167,368	304,137,802	0	29,566	11,217,802
222,586,632	222,586,632	0	0	181,006,632
666,048,915	666,048,915	0	0	△ 8,451,085
666,048,915	666,048,915	0	0	△ 8,451,085
4,047,481,439	4,047,481,439	0	0	△ 1,582,405,561
4,038,400,000	4,038,400,000	0	0	△ 1,582,387,000
9,081,439	9,081,439	0	0	△ 18,561

款	項	予 算 現 額
85 繰越金		1,192,505,617
	10 繰越金	1,192,505,617
90 諸収入		8,710,500,000
	10 延滞金・加算金及び過料	400,130,000
	15 市預金利子	70,000
	20 貸付金元利収入	3,189,800,000
	25 受託事業収入	540,910,000
	30 収益事業収入	30,000,000
	35 雑入	4,549,590,000
95 市債		26,124,100,000
	10 市債	26,124,100,000
歳 入 合 計		216,183,462,617

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1, 192, 505, 617	1, 192, 505, 617	0	0	0
1, 192, 505, 617	1, 192, 505, 617	0	0	0
9, 682, 548, 880	8, 741, 151, 812	61, 972, 075	879, 424, 993	30, 651, 812
380, 183, 563	379, 771, 536	2, 000	410, 027	△ 20, 358, 464
59, 466	59, 466	0	0	△ 10, 534
3, 236, 389, 182	3, 213, 040, 863	745, 000	22, 603, 319	23, 240, 863
515, 560, 177	515, 560, 177	0	0	△ 25, 349, 823
30, 000, 000	30, 000, 000	0	0	0
5, 520, 356, 492	4, 602, 719, 770	61, 225, 075	856, 411, 647	53, 129, 770
21, 196, 940, 000	21, 196, 940, 000	0	0	△ 4, 927, 160, 000
21, 196, 940, 000	21, 196, 940, 000	0	0	△ 4, 927, 160, 000
214, 152, 821, 088	208, 489, 570, 502	390, 340, 588	5, 272, 909, 998	△ 7, 693, 892, 115

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 議会費		993,624,000
	10 議会費	993,624,000
15 総務費		16,238,882,248
	10 総務管理費	13,036,244,248
	15 徴税費	1,614,220,000
	20 戸籍住民基本台帳費	1,262,358,000
	25 選挙費	143,360,000
	30 統計調査費	51,210,000
	35 監査委員費	131,490,000
20 民生費		91,441,369,357
	10 社会福祉費	31,098,244,000
	15 児童福祉費	43,235,977,357
	20 生活保護費	17,077,238,000
	25 災害救助費	29,910,000
25 衛生費		29,277,268,300
	10 保健衛生費	10,305,694,000
	15 清掃費	18,971,574,300
30 労働費		184,000,000
	10 労働諸費	184,000,000
35 農林水産業費		579,442,600
	10 農業費	499,502,600
	15 林業費	48,530,000
	20 水産業費	31,410,000
40 商工費		4,273,100,000
	10 商工費	4,273,100,000
45 土木費		24,830,575,212
	10 土木管理費	842,160,000
	15 道路橋りょう費	6,163,439,281

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
969,455,679	0	24,168,321	24,168,321
969,455,679	0	24,168,321	24,168,321
15,471,201,039	112,271,620	655,409,589	767,681,209
12,455,845,273	49,334,620	531,064,355	580,398,975
1,556,222,043	0	57,997,957	57,997,957
1,154,648,896	62,937,000	44,772,104	107,709,104
133,616,534	0	9,743,466	9,743,466
42,538,881	0	8,671,119	8,671,119
128,329,412	0	3,160,588	3,160,588
87,889,688,600	658,318,000	2,893,362,757	3,551,680,757
29,404,200,892	649,503,000	1,044,540,108	1,694,043,108
41,412,520,940	8,815,000	1,814,641,417	1,823,456,417
17,050,306,731	0	26,931,269	26,931,269
22,660,037	0	7,249,963	7,249,963
28,625,723,654	146,787,300	504,757,346	651,544,646
9,877,140,376	135,802,600	292,751,024	428,553,624
18,748,583,278	10,984,700	212,006,322	222,991,022
175,616,549	0	8,383,451	8,383,451
175,616,549	0	8,383,451	8,383,451
512,700,535	28,179,000	38,563,065	66,742,065
440,500,013	28,179,000	30,823,587	59,002,587
47,665,821	0	864,179	864,179
24,534,701	0	6,875,299	6,875,299
4,140,163,475	0	132,936,525	132,936,525
4,140,163,475	0	132,936,525	132,936,525
21,885,002,413	1,884,924,042	1,060,648,757	2,945,572,799
823,849,634	0	18,310,366	18,310,366
5,086,499,104	762,225,855	314,714,322	1,076,940,177

款	項	予 算 現 額
	20 河川費	1,735,699,534
	25 港湾費	22,820,000
	30 都市計画費	15,172,876,397
	35 住宅費	893,580,000
50 消防費		7,362,786,000
	10 消防費	7,362,786,000
55 教育費		26,115,514,106
	10 教育総務費	4,639,540,000
	15 小学校費	5,114,764,205
	20 中学校費	2,181,101,907
	25 高等学校費	1,482,630,000
	30 特別支援学校費	1,044,497,756
	35 社会教育費	4,452,787,038
	40 保健体育費	7,200,193,200
65 公債費		14,669,500,000
	10 公債費	14,669,500,000
75 予備費		217,400,794
	10 予備費	217,400,794
歳 出	合 計	216,183,462,617

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,549,191,308	109,281,749	77,226,477	186,508,226
20,916,875	0	1,903,125	1,903,125
13,581,088,044	991,889,678	599,898,675	1,591,788,353
823,457,448	21,526,760	48,595,792	70,122,552
7,320,394,216	0	42,391,784	42,391,784
7,320,394,216	0	42,391,784	42,391,784
23,341,089,147	1,774,326,000	1,000,098,959	2,774,424,959
4,400,157,587	0	239,382,413	239,382,413
3,607,448,971	1,339,435,000	167,880,234	1,507,315,234
1,836,697,747	238,616,000	105,788,160	344,404,160
1,444,930,163	0	37,699,837	37,699,837
815,248,486	194,782,000	34,467,270	229,249,270
4,280,297,390	0	172,489,648	172,489,648
6,956,308,803	1,493,000	242,391,397	243,884,397
14,570,072,268	0	99,427,732	99,427,732
14,570,072,268	0	99,427,732	99,427,732
0	0	217,400,794	217,400,794
0	0	217,400,794	217,400,794
204,901,107,575	4,604,805,962	6,677,549,080	11,282,355,042

歳入歳出差引残額 3,588,462,927円

うち基金繰入額 2,649,030,965円

令和元年 8 月 29 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第 2 号

決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度船橋市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 国民健康保険料		11,240,100,000
	10 国民健康保険料	11,240,100,000
15 国庫支出金		100,000
	15 国庫補助金	100,000
25 県支出金		36,858,500,000
	10 県補助金	36,858,500,000
33 財産収入		600,000
	10 財産運用収入	600,000
35 繰入金		5,384,500,000
	10 他会計繰入金	4,467,500,000
	15 基金繰入金	917,000,000
40 繰越金		100,000
	10 繰越金	100,000
45 諸収入		633,100,000
	10 延滞金・加算金及び過料	72,380,000
	23 受託事業収入	429,540,000
	25 一部負担金	10,000
	30 雑入	131,170,000
歳 入	合 計	54,117,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
14,430,783,186	11,307,257,751	354,609,162	2,768,916,273	67,157,751
14,430,783,186	11,307,257,751	354,609,162	2,768,916,273	67,157,751
1,140,000	1,140,000	0	0	1,040,000
1,140,000	1,140,000	0	0	1,040,000
36,382,077,494	36,382,077,494	0	0	△ 476,422,506
36,382,077,494	36,382,077,494	0	0	△ 476,422,506
196,492	196,492	0	0	△ 403,508
196,492	196,492	0	0	△ 403,508
4,958,246,253	4,958,246,253	0	0	△ 426,253,747
4,041,246,253	4,041,246,253	0	0	△ 426,253,747
917,000,000	917,000,000	0	0	0
342,116	342,116	0	0	242,116
342,116	342,116	0	0	242,116
782,849,507	758,989,400	4,037,674	19,822,433	125,889,400
93,825,990	93,825,990	0	0	21,445,990
408,098,954	408,098,954	0	0	△ 21,441,046
0	0	0	0	△ 10,000
280,924,563	257,064,456	4,037,674	19,822,433	125,894,456
56,555,635,048	53,408,249,506	358,646,836	2,788,738,706	△ 708,750,494

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		868,400,000
	10 総務管理費	648,760,000
	15 徴収費	219,640,000
15 保険給付費		36,346,700,000
	10 療養諸費	31,415,480,000
	15 高額療養費	4,655,510,000
	17 移送費	350,000
	20 出産育児諸費	235,360,000
	25 葬祭諸費	40,000,000
21 国民健康保険事業費納付金		14,915,500,000
	10 医療給付費分	10,248,950,000
	15 後期高齢者支援金等分	3,641,900,000
	20 介護納付金分	1,024,650,000
25 共同事業拠出金		100,000
	10 共同事業拠出金	100,000
30 保健事業費		1,083,600,000
	10 保健事業費	20,090,000
	15 特定健康診査等事業費	1,063,510,000
35 諸支出金		802,700,000
	10 償還金及び還付加算金	802,700,000
40 予備費		100,000,000
	10 予備費	100,000,000
歳 出 合 計		54,117,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
819,624,735	0	48,775,265	48,775,265
613,677,490	0	35,082,510	35,082,510
205,947,245	0	13,692,755	13,692,755
35,757,343,343	0	589,356,657	589,356,657
31,231,273,705	0	184,206,295	184,206,295
4,300,243,110	0	355,266,890	355,266,890
215,781	0	134,219	134,219
187,610,747	0	47,749,253	47,749,253
38,000,000	0	2,000,000	2,000,000
14,913,928,053	0	1,571,947	1,571,947
10,248,929,553	0	20,447	20,447
3,641,898,989	0	1,011	1,011
1,023,099,511	0	1,550,489	1,550,489
6,776	0	93,224	93,224
6,776	0	93,224	93,224
996,777,942	2,138,400	84,683,658	86,822,058
18,912,716	0	1,177,284	1,177,284
977,865,226	2,138,400	83,506,374	85,644,774
785,053,888	0	17,646,112	17,646,112
785,053,888	0	17,646,112	17,646,112
0	0	100,000,000	100,000,000
0	0	100,000,000	100,000,000
53,272,734,737	2,138,400	842,126,863	844,265,263

歳入歳出差引残額 135,514,769円

うち基金繰入額 133,000,000円

令和元年 8 月 29 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第3号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年8月29日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 繰入金		8,000,000
	10 繰入金	8,000,000
20 市債		574,500,000
	10 市債	574,500,000
歳 入	合 計	582,500,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
6, 338, 584	6, 338, 584	0	0	△ 1, 661, 416
6, 338, 584	6, 338, 584	0	0	△ 1, 661, 416
174, 400, 000	174, 400, 000	0	0	△ 400, 100, 000
174, 400, 000	174, 400, 000	0	0	△ 400, 100, 000
180, 738, 584	180, 738, 584	0	0	△ 401, 761, 416

歲 出

款	項	予 算 現 額
10 公共用地先行取得事業費		574, 500, 000
	10 公共用地先行取得事業費	574, 500, 000
15 公債費		7, 000, 000
	10 公債費	7, 000, 000
20 予備費		1, 000, 000
	10 予備費	1, 000, 000
歲 出 合 計		582, 500, 000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
174,472,450	398,500,000	1,527,550	400,027,550
174,472,450	398,500,000	1,527,550	400,027,550
6,266,134	0	733,866	733,866
6,266,134	0	733,866	733,866
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
180,738,584	398,500,000	3,261,416	401,761,416

歳入歳出差引残額 0円

令和元年 8 月 29 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第４号

決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、平成３０年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年８月２９日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 繰入金		8,000,000
	10 繰入金	8,000,000
20 市債		574,500,000
	10 市債	574,500,000
歳 入	合 計	582,500,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
6,338,584	6,338,584	0	0	△ 1,661,416
6,338,584	6,338,584	0	0	△ 1,661,416
174,400,000	174,400,000	0	0	△ 400,100,000
174,400,000	174,400,000	0	0	△ 400,100,000
180,738,584	180,738,584	0	0	△ 401,761,416

歲 出

款	項	予 算 現 額
10 公共用地先行取得事業費		574, 500, 000
	10 公共用地先行取得事業費	574, 500, 000
15 公債費		7, 000, 000
	10 公債費	7, 000, 000
20 予備費		1, 000, 000
	10 予備費	1, 000, 000
歲 出 合 計		582, 500, 000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
174,472,450	398,500,000	1,527,550	400,027,550
174,472,450	398,500,000	1,527,550	400,027,550
6,266,134	0	733,866	733,866
6,266,134	0	733,866	733,866
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
180,738,584	398,500,000	3,261,416	401,761,416

歳入歳出差引残額 0円

令和元年 8 月 29 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
20 財産収入		534,590,000
	5 財産運用収入	534,590,000
25 繰入金		185,300,000
	10 繰入金	185,300,000
30 繰越金		10,000
	10 繰越金	10,000
35 諸収入		43,300,000
	15 雑入	43,300,000
40 市債		2,045,800,000
	10 市債	2,045,800,000
歳 入	合 計	2,809,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
547,541,870	547,541,870	0	0	12,951,870
547,541,870	547,541,870	0	0	12,951,870
170,000,000	170,000,000	0	0	△ 15,300,000
170,000,000	170,000,000	0	0	△ 15,300,000
57,291	57,291	0	0	47,291
57,291	57,291	0	0	47,291
41,528,087	41,528,087	0	0	△ 1,771,913
41,528,087	41,528,087	0	0	△ 1,771,913
2,045,800,000	2,045,800,000	0	0	0
2,045,800,000	2,045,800,000	0	0	0
2,804,927,248	2,804,927,248	0	0	△ 4,072,752

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 再開発事業費		251,300,000
	15 事業費	251,300,000
15 公債費		2,556,700,000
	10 公債費	2,556,700,000
20 予備費		1,000,000
	10 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		2,809,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
248,205,461	0	3,094,539	3,094,539
248,205,461	0	3,094,539	3,094,539
2,556,689,185	0	10,815	10,815
2,556,689,185	0	10,815	10,815
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
2,804,894,646	0	4,105,354	4,105,354

歳入歳出差引残額 32,602円

令和元年 8 月 29 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第 5 号

決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度
船橋市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 介護保険料		9,492,600,000
	10 介護保険料	9,492,600,000
15 国庫支出金		8,627,878,000
	10 国庫負担金	6,804,210,000
	15 国庫補助金	1,823,668,000
20 支払基金交付金		10,476,562,000
	10 支払基金交付金	10,476,562,000
25 県支出金		5,653,277,000
	10 県負担金	5,322,940,000
	20 県補助金	330,337,000
30 財産収入		3,600,000
	10 財産運用収入	3,500,000
	15 財産売払収入	100,000
40 繰入金		6,308,055,000
	10 他会計繰入金	6,079,667,000
	15 基金繰入金	228,388,000
50 諸収入		89,800,000
	10 延滞金・加算金及び過料	250,000
	15 市預金利子	10,000
	20 受託事業収入	1,600,000
	25 雑入	87,940,000
歳 入	合 計	40,651,772,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
9,967,207,429	9,734,375,644	60,822,711	172,009,074	241,775,644
9,967,207,429	9,734,375,644	60,822,711	172,009,074	241,775,644
8,391,609,621	8,391,609,621	0	0	△ 236,268,379
6,653,779,068	6,653,779,068	0	0	△ 150,430,932
1,737,830,553	1,737,830,553	0	0	△ 85,837,447
10,120,991,601	10,120,991,601	0	0	△ 355,570,399
10,120,991,601	10,120,991,601	0	0	△ 355,570,399
5,540,592,942	5,540,592,942	0	0	△ 112,684,058
5,231,172,659	5,231,172,659	0	0	△ 91,767,341
309,420,283	309,420,283	0	0	△ 20,916,717
274,051	274,051	0	0	△ 3,325,949
274,051	274,051	0	0	△ 3,225,949
0	0	0	0	△ 100,000
5,873,553,630	5,873,553,630	0	0	△ 434,501,370
5,873,553,630	5,873,553,630	0	0	△ 206,113,370
0	0	0	0	△ 228,388,000
82,489,713	81,732,204	0	757,509	△ 8,067,796
1,046,400	1,046,400	0	0	796,400
0	0	0	0	△ 10,000
1,280,000	1,280,000	0	0	△ 320,000
80,163,313	79,405,804	0	757,509	△ 8,534,196
39,976,718,987	39,743,129,693	60,822,711	172,766,583	△ 908,642,307

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		1,005,700,000
	10 総務管理費	637,410,000
	15 徴収費	31,810,000
	20 介護認定審査会費	336,480,000
15 保険給付費		37,265,400,000
	10 介護サービス等諸費	35,140,400,000
	15 高額介護サービス等費	1,058,200,000
	17 高額医療合算介護サービス等費	154,200,000
	20 特別給付費	5,100,000
	25 特定入所者介護サービス等費	907,500,000
22 地域支援事業費		2,296,058,000
	11 介護予防・生活支援サービス事業費	1,351,208,000
	12 一般介護予防事業費	140,830,000
	15 包括的支援事業・任意事業費	800,680,000
	20 その他諸費	3,340,000
30 基金積立金		20,851,000
	10 基金積立金	20,851,000
35 諸支出金		53,763,000
	10 償還金及び還付加算金	53,763,000
40 予備費		10,000,000
	10 予備費	10,000,000
歳 出 合 計		40,651,772,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
941,944,364	0	63,755,636	63,755,636
598,897,496	0	38,512,504	38,512,504
27,912,331	0	3,897,669	3,897,669
315,134,537	0	21,345,463	21,345,463
36,482,495,815	0	782,904,185	782,904,185
34,679,214,549	0	461,185,451	461,185,451
924,443,142	0	133,756,858	133,756,858
29,503,930	0	124,696,070	124,696,070
3,577,783	0	1,522,217	1,522,217
845,756,411	0	61,743,589	61,743,589
2,114,325,210	0	181,732,790	181,732,790
1,291,020,874	0	60,187,126	60,187,126
100,681,448	0	40,148,552	40,148,552
720,667,488	0	80,012,512	80,012,512
1,955,400	0	1,384,600	1,384,600
17,625,042	0	3,225,958	3,225,958
17,625,042	0	3,225,958	3,225,958
45,542,239	0	8,220,761	8,220,761
45,542,239	0	8,220,761	8,220,761
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
39,601,932,670	0	1,049,839,330	1,049,839,330

歳入歳出差引残額 141,197,023円

うち基金繰入額 141,159,023円

令和元年 8 月 29 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第 6 号

決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 繰入金		1, 100, 000
	10 繰入金	1, 100, 000
20 繰越金		59, 100, 000
	10 繰越金	59, 100, 000
30 諸収入		49, 800, 000
	10 貸付金元利収入	47, 400, 000
	30 雑入	2, 400, 000
歳 入	合 計	110, 000, 000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
603,904	603,904	0	0	△ 496,096
603,904	603,904	0	0	△ 496,096
81,580,248	81,580,248	0	0	22,480,248
81,580,248	81,580,248	0	0	22,480,248
106,560,105	58,956,045	321,000	47,283,060	9,156,045
96,547,446	56,689,337	321,000	39,537,109	9,289,337
10,012,659	2,266,708	0	7,745,951	△ 133,292
188,744,257	141,140,197	321,000	47,283,060	31,140,197

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		81,100,000
	10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	81,100,000
15 公債費		19,800,000
	10 公債費	19,800,000
20 諸支出金		9,100,000
	10 繰出金	9,100,000
歳 出	合 計	110,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
54,558,904	0	26,541,096	26,541,096
54,558,904	0	26,541,096	26,541,096
19,767,411	0	32,589	32,589
19,767,411	0	32,589	32,589
9,081,439	0	18,561	18,561
9,081,439	0	18,561	18,561
83,407,754	0	26,592,246	26,592,246

歳入歳出差引残額 57,732,443円

令和元年 8 月 29 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第 7 号

決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 後期高齢者医療保険料		6,058,300,000
	10 後期高齢者医療保険料	6,058,300,000
15 使用料及び手数料		100,000
	10 手数料	100,000
16 国庫支出金		8,900,000
	15 国庫補助金	8,900,000
20 繰入金		1,075,500,000
	10 他会計繰入金	1,075,500,000
25 繰越金		100,000
	10 繰越金	100,000
30 諸収入		30,100,000
	10 延滞金・加算金及び過料	1,510,000
	15 償還金及び還付加算金	20,500,000
	22 受託事業収入	8,060,000
	25 雑入	30,000
歳 入	合 計	7,173,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
6, 201, 050, 140	6, 098, 411, 200	16, 333, 700	86, 305, 240	40, 111, 200
6, 201, 050, 140	6, 098, 411, 200	16, 333, 700	86, 305, 240	40, 111, 200
6, 900	6, 900	0	0	△ 93, 100
6, 900	6, 900	0	0	△ 93, 100
8, 856, 000	8, 856, 000	0	0	△ 44, 000
8, 856, 000	8, 856, 000	0	0	△ 44, 000
1, 024, 932, 086	1, 024, 932, 086	0	0	△ 50, 567, 914
1, 024, 932, 086	1, 024, 932, 086	0	0	△ 50, 567, 914
11, 598, 000	11, 598, 000	0	0	11, 498, 000
11, 598, 000	11, 598, 000	0	0	11, 498, 000
20, 371, 086	20, 371, 086	0	0	△ 9, 728, 914
1, 303, 300	1, 303, 300	0	0	△ 206, 700
12, 515, 900	12, 515, 900	0	0	△ 7, 984, 100
6, 551, 386	6, 551, 386	0	0	△ 1, 508, 614
500	500	0	0	△ 29, 500
7, 266, 814, 212	7, 164, 175, 272	16, 333, 700	86, 305, 240	△ 8, 824, 728

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		153,200,000
	10 総務管理費	133,200,000
	15 徴収費	20,000,000
15 後期高齢者医療広域連合納付金		6,989,300,000
	10 後期高齢者医療広域連合納付金	6,989,300,000
20 諸支出金		20,500,000
	10 償還金及び還付加算金	20,500,000
25 予備費		10,000,000
	10 予備費	10,000,000
歳 出	合 計	7,173,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
126,997,917	0	26,202,083	26,202,083
110,936,713	0	22,263,287	22,263,287
16,061,204	0	3,938,796	3,938,796
6,989,300,000	0	0	0
6,989,300,000	0	0	0
12,498,200	0	8,001,800	8,001,800
12,498,200	0	8,001,800	8,001,800
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
7,128,796,117	0	44,203,883	44,203,883

歳入歳出差引残額 35,379,155円

令和元年 8 月 29 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第 8 号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度船橋市地方卸売市場事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

平成30年度船橋市地方

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計
第1款	円	円	円	円
市場事業収益	798,000,000	0	0	798,000,000
第1項				
営業収益	600,764,000	0	0	600,764,000
第2項				
営業外収益	197,136,000	0	0	197,136,000
第3項				
特別利益	100,000	0	0	100,000

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による 支出額	小 計
第1款	円	円	円	円	円	円
市場事業費用	798,000,000	0	0	0	0	798,000,000
第1項						
営業費用	766,163,000	0	0	△ 4,284,171	0	761,878,829
第2項						
営業外費用	26,737,000	0	0	4,284,171	0	31,021,171
第3項						
特別損失	100,000	0	0	0	0	100,000
第4項						
予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000

卸 売 市 場 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
788,299,942	△ 9,700,058	
623,754,170	22,990,170	(うち、仮受消費税及び地方消費税 46,024,527円)
164,123,954	△ 33,012,046	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,197円)
421,818	321,818	

地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	額	決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
	合 計				
円	円	円	円	円	
0	798,000,000	769,127,798	0	28,872,202	
0	761,878,829	737,672,107	0	24,206,722	(うち、仮払消費税及び地方消費税 25,252,334円)
0	31,021,171	31,021,171	0	0	
0	100,000	434,520	0	△ 334,520	
0	5,000,000	0	0	5,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額
第1款	円	円	円	円
資本的収入	110,100,000	0	110,100,000	0
第1項				
出資金	110,100,000	0	110,100,000	0

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰 越 額	継 続 費 次 額
第1款	円	円	円	円	円	円
資本的支出	366,000,000	0	0	366,000,000	0	0
第1項						
建設改良費	145,632,000	0	0	145,632,000	0	0
第2項						
企業債償還金	220,368,000	0	0	220,368,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額235,415,731円は、減債積立金9,491,869円、過年度分207,637,534円で補填した。

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円	円	円	円	
0	110,100,000	110,100,000	0	
0	110,100,000	110,100,000	0	

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
合 計		地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
円	円	円	円	円	円	
366,000,000	345,515,731	0	0	0	20,484,269	
145,632,000	125,148,240	0	0	0	20,483,760	(うち、仮払消費 税及び地方消費税 9,270,240円)
220,368,000	220,367,491	0	0	0	509	

消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,286,328円及び過年度分損益勘定留保資金

平成30年度船橋市地方卸売市場事業損益計算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益

(1) 売上高割使用料	76,733,059	
(2) 施設使用料	361,731,300	
(3) 雑収益	<u>139,265,284</u>	577,729,643

2 営業費用

(1) 市場管理費	499,309,291	
(2) 減価償却費	209,132,384	
(3) 資産減耗費	<u>3,978,098</u>	<u>712,419,773</u>

営業損失 134,690,130

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	582,073	
(2) 補助金	139,500,000	
(3) 長期前受金戻入	23,801,160	
(4) 雑収入	<u>263,547</u>	164,146,780

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>19,362,671</u>	<u>19,362,671</u>	<u>144,784,109</u>
-------------------	-------------------	-------------------	--------------------

経常利益 10,093,979

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	0	
(2) その他特別利益	<u>421,818</u>	421,818

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	434,520		
(2) その他特別損失	<u>179,373</u>	<u>613,893</u>	<u>△ 192,075</u>

当年度純利益 9,901,904

前年度繰越欠損金 419,756

その他未処分利益剰余金変動額 9,491,869

当年度未処分利益剰余金 18,974,017

平 成 3 0 年 度 船 橋 市 地 方 卸 売 市
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	資 本 金	剰 余		
		資 本 剰 余 金		利 益
		補助金	資本剰余金合計	減債積立金
前年度末残高	5,849,438,579	29,759,226	29,759,226	9,491,869
前年度処分額	0	△ 29,759,226	△ 29,759,226	0
条例第5条による処分額	0	△ 29,759,226	△ 29,759,226	0
資本剰余金の取崩	0	△ 29,759,226	△ 29,759,226	0
処分後残高	5,849,438,579	0	0	9,491,869
当年度変動額	110,100,000	0	0	△ 9,491,869
出資金の受入	110,100,000	0	0	0
減債積立金の取崩	0	0	0	△ 9,491,869
当年度純利益	0	0	0	0
当年度末残高	5,959,538,579	0	0	0

場 事 業 剰 余 金 計 算 書

(単位：円)

金			資本合計
剰	余	金	
未処理欠損金	利益剰余金合計	剰余金合計	
△ 30,178,982	△ 20,687,113	9,072,113	5,858,510,692
29,759,226	29,759,226	0	0
29,759,226	29,759,226	0	0
29,759,226	29,759,226	0	0
(繰越欠損金) △ 419,756	9,072,113	9,072,113	5,858,510,692
19,393,773	9,901,904	9,901,904	120,001,904
0	0	0	110,100,000
9,491,869	0	0	0
9,901,904	9,901,904	9,901,904	9,901,904
(当年度未処分利益剰余金) 18,974,017	18,974,017	18,974,017	5,978,512,596

平成 3 0 年度船橋市地方卸売市場事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	未処分利益剰余金
当年度末残高	5,959,538,579	18,974,017
条例第 4 条による処分額	0	△ 9,482,148
減債積立金の積立	0	△ 9,482,148
処分後残高	5,959,538,579	(繰越利益剰余金) 9,491,869

平成30年度船橋市地方卸売市場事業貸借対照表
(平成31年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部			
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
イ	土地	2,731,058,030	
ロ	建物	9,969,831,343	
	減価償却累計額	<u>△ 6,632,635,825</u>	3,337,195,518
ハ	構築物	1,029,056,628	
	減価償却累計額	<u>△ 860,604,670</u>	168,451,958
ニ	機械及び装置	1,276,328,365	
	減価償却累計額	<u>△ 906,066,126</u>	370,262,239
ホ	車両及び運搬具	2,266,729	
	減価償却累計額	<u>△ 1,535,633</u>	731,096
ヘ	工具	72,840	
	減価償却累計額	<u>△ 69,198</u>	3,642
ト	器具及び備品	19,822,100	
	減価償却累計額	<u>△ 10,572,410</u>	9,249,690
	有形固定資産合計		6,616,952,173
(2)	無形固定資産		
イ	電話加入権	946,000	
ロ	ソフトウェア	<u>1,140,400</u>	
	無形固定資産合計		<u>2,086,400</u>
	固定資産合計		6,619,038,573
2	流動資産		
(1)	現金預金		
イ	預金	1,185,494,605	
ロ	特定預金	<u>96,319,720</u>	
	現金預金合計		1,281,814,325
(2)	未収金	37,739,099	
	貸倒引当金	<u>△ 7,419,691</u>	30,319,408
(3)	その他流動資産		
イ	保管有価証券	<u>1,000,000</u>	
	その他流動資産合計		<u>1,000,000</u>
	流動資産合計		<u>1,313,133,733</u>
	資産合計		<u>7,932,172,306</u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	964, 539, 121		
ロ その他の企業債	<u>95, 300, 000</u>		
企業債合計		<u>1, 059, 839, 121</u>	
固定負債合計			1, 059, 839, 121

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>133, 296, 966</u>		
ロ その他の企業債	<u>12, 000, 000</u>		
企業債合計		145, 296, 966	

(2) 未払金

133, 018, 897

(3) 引当金

イ 賞与引当金	10, 015, 527		
ロ 法定福利費引当金	<u>2, 000, 901</u>		
引当金合計		12, 016, 428	

(4) その他流動負債

イ 預り保証金	96, 319, 720		
ロ 預り有価証券	<u>1, 000, 000</u>		
その他流動負債合計		<u>97, 319, 720</u>	
流動負債合計			387, 652, 011

5 繰延収益

(1) 長期前受金

2, 068, 801, 230

収益化累計額

△ 1, 562, 632, 652

繰延収益合計

506, 168, 578

負債合計

1, 953, 659, 710

資 本 の 部

6 資本金

5, 959, 538, 579

7 剰余金

(1) 利益剰余金

イ 当年度末処分利益剰余金	<u>18, 974, 017</u>		
利益剰余金合計		<u>18, 974, 017</u>	
剰余金合計			<u>18, 974, 017</u>
資本合計			<u>5, 978, 512, 596</u>
負債資本合計			<u><u>7, 932, 172, 306</u></u>

令和元年 8月29日 提出

船 橋 市 長

松 戸 徹

認定第 9 号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度船橋市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

平成 30 年 度 船 橋 市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計
第 1 款	円	円	円	円
病院事業収益	17,026,000,000	200,000,000	0	17,226,000,000
第 1 項				
医業収益	15,567,900,000	200,000,000	0	15,767,900,000
第 2 項				
医業外収益	1,137,500,000	0	0	1,137,500,000
第 3 項				
特別利益	320,600,000	0	0	320,600,000

支 出

区 分	予 算				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公 営企業 法第24 条第3項 の規定 による 支出額
第 1 款	円	円	円	円	円
病院事業費用	17,026,000,000	200,000,000	0	0	0
第 1 項					
医業費用	16,626,600,000	200,000,000	0	0	0
第 2 項					
医業外費用	284,600,000	0	0	0	0
第 3 項					
特別損失	84,800,000	0	0	0	0
第 4 項					
予備費	30,000,000	0	0	0	0

病 院 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
17,387,841,297	161,841,297	
15,786,701,124	18,801,124	(うち、仮受消費税及び地方消費税 14,225,139円)
1,215,005,972	77,505,972	(9,143,279円)
386,134,201	65,534,201	

額			決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2項 の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
小 計	地方公 営企業 法第26 条第2項 の規定 による 繰越額	合 計				
円	円	円	円	円	円	
17,226,000,000	0	17,226,000,000	16,801,437,031	0	424,562,969	
16,826,600,000	0	16,826,600,000	16,465,038,167	0	361,561,833	(うち、仮払消費税及び地方消費税 500,888,431円)
284,600,000	0	284,600,000	280,199,317	0	4,400,683	(19,159円)
84,800,000	0	84,800,000	56,199,547	0	28,600,453	
30,000,000	0	30,000,000	0	0	30,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額に係る財源 充当額
第1款	円	円	円	円
資本的収入	710,100,000	0	710,100,000	0
第1項				
企業債	200,000,000	0	200,000,000	0
第2項				
負担金	500,000,000	0	500,000,000	0
第3項				
固定資産 売却代金	10,100,000	0	10,100,000	0
第4項				
寄附金	0	0	0	0

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額
第1款	円	円	円	円	円	円
資本的支出	1,564,000,000	0	0	1,564,000,000	0	0
第1項						
建設改良費	647,000,000	0	0	647,000,000	0	0
第2項						
企業債 償還金	917,000,000	0	0	917,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額731,136,373円は、減債積立金416,993,986円、過年度分消費税及び地

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継続費通次繰越額に 係る財源充当額	合 計			
円	円	円	円	
0	710, 100, 000	740, 000, 000	29, 900, 000	
0	200, 000, 000	200, 000, 000	0	
0	500, 000, 000	500, 000, 000	0	
0	10, 100, 000	0	△ 10, 100, 000	
0	0	40, 000, 000	40, 000, 000	

額	合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
			地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
円	円	円	円	円	円	円	
1, 564, 000, 000	1, 471, 136, 373	0	0	0	92, 863, 627		
647, 000, 000	554, 142, 387	0	0	0	92, 857, 613	(うち、仮払消費 税及び地方消費税 41, 047, 585円)	
917, 000, 000	916, 993, 986	0	0	0	6, 014		

方消費税資本的収支調整額697, 590円及び過年度分損益勘定留保資金313, 444, 797円で補填した。

平成30年度船橋市病院事業損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：円)

1	医	業	収	益			
	(1)	入	院	収	益	10,939,799,818	
	(2)	外	来	収	益	3,992,798,425	
	(3)	そ	の	他	医	業	収
					益	<u>839,877,742</u>	15,772,475,985
2	医	業	費	用			
	(1)	給	与	費		8,273,815,271	
	(2)	材	料	費		4,227,079,749	
	(3)	経		費		2,232,941,885	
	(4)	減	価	償	却	費	1,148,915,233
	(5)	資	産	減	耗	費	12,932,817
	(6)	研	究	研	修	費	<u>68,464,781</u>
						<u>15,964,149,736</u>	
					医	業	損
					失		191,673,751
3	医	業	外	収	益		
	(1)	受	取	利	息	及	び
					配	当	金
						4,177,000	
	(2)	補		助		金	37,057,000
	(3)	他	会	計	負	担	金
						791,542,000	
	(4)	長	期	前	受	金	戻
					入		223,389,319
	(5)	そ	の	他	医	業	外
					収	益	<u>148,929,450</u>
						1,205,094,769	
4	医	業	外	費	用		
	(1)	支	払	利	息	及	び
					企	業	債
					取	扱	諸
					費		187,714,432
	(2)	長	期	前	払	消	費
					税	勘	定
					償	却	76,512,066
	(3)	雑		損		失	<u>495,389,998</u>
					<u>759,616,496</u>	<u>445,478,273</u>	
							253,804,522
					経	常	利
					益		
5	特	別	利	益			
	(1)	過	年	度	損	益	修
					正	益	<u>386,134,201</u>
						386,134,201	
6	特	別	損	失			
	(1)	過	年	度	損	益	修
					正	損	54,762,816
	(2)	そ	の	他	特	別	損
					失	<u>1,436,731</u>	<u>56,199,547</u>
						<u>329,934,654</u>	
					当	年	度
					純	利	益
						583,739,176	
					前	年	度
					繰	越	利
					益	剰	余
					金	1,321,659,549	
					そ	の	他
					未	処	分
					利	益	剰
					余	金	変
					動	額	<u>416,993,986</u>
					当	年	度
					未	処	分
					利	益	剰
					余	金	<u><u>2,322,392,711</u></u>

平 成 3 0 年 度 船 橋 市 病
(平成30年4月1日から

	資 本 金	剰	
		資 本 剰 余 金	
		補助金	資本剰余金合計
前年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475
前年度処分額	0	0	0
条例第6条による処分額	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0
処分後残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475
当年度変動額	0	0	0
減債積立金の取崩	0	0	0
当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475

院 事 業 剰 余 金 計 算 書
平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで)

(単位：円)

余金			（単位：円）	
利 益 剰 余 金			剰余金合計	資本合計
減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
2,534,113,053	1,626,293,036	4,160,406,089	4,866,077,564	11,973,494,867
304,633,487	△ 304,633,487	0	0	0
304,633,487	△ 304,633,487	0	0	0
304,633,487	△ 304,633,487	0	0	0
	（繰越利益剰余金）			
2,838,746,540	1,321,659,549	4,160,406,089	4,866,077,564	11,973,494,867
△ 416,993,986	1,000,733,162	583,739,176	583,739,176	583,739,176
△ 416,993,986	416,993,986	0	0	0
0	583,739,176	583,739,176	583,739,176	583,739,176
	（当年度未処分利益剰余金）			
2,421,752,554	2,322,392,711	4,744,145,265	5,449,816,740	12,557,234,043

平成 3 0 年 度 船 橋 市 病 院 事 業 剰 余 金 処 分 計 算 書
(平成 3 0 年 4 月 1 日 から平成 3 1 年 3 月 3 1 日 まで)

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	2,322,392,711
条例第6条による処分額	0	0	△ 583,739,176
減債積立金の積立	0	0	△ 583,739,176
処分後残高	7,107,417,303	705,671,475	(繰越利益剰余金) 1,738,653,535

平成30年度船橋市病院事業貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		1,858,684,722	
ロ 建 物	22,355,894,667		
減価償却累計額	<u>△ 14,308,024,638</u>	8,047,870,029	
ハ 構 築 物	1,172,550,279		
減価償却累計額	<u>△ 874,419,252</u>	298,131,027	
ニ 器 械 備 品	7,935,915,167		
減価償却累計額	<u>△ 5,986,860,325</u>	1,949,054,842	
ホ 車 両	3,713,001		
減価償却累計額	<u>△ 3,527,350</u>	185,651	
ヘ リース資産	15,156,000		
減価償却累計額	<u>△ 10,922,400</u>	4,233,600	
有形固定資産合計			12,158,159,871

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		1,872,000	
ロ ソフトウェア		<u>109,286,476</u>	
無形固定資産合計			111,158,476

(3) 投資その他の資産

イ 長期前払消費税		<u>172,895,471</u>	
投資その他の資産合計			<u>172,895,471</u>

固 定 資 産 合 計 12,442,213,818

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 7,969,136,532

(2) 未 収 金 2,523,858,959

貸倒引当金 △ 7,066,805 2,516,792,154

(3) 貯 蔵 品 33,189,811

(4) その他流動資産

イ 保管有価証券 3,000,000

その他流動資産合計 3,000,000

流 動 資 産 合 計 10,522,118,497

資 産 合 計 22,964,332,315

負債の部

3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>5,504,142,185</u>	
	企業債合計		5,504,142,185
(2)	リース債務		751,500
(3)	引当金		
イ	退職給付引当金	<u>1,503,441,236</u>	
	引当金合計		<u>1,503,441,236</u>
	固定負債合計		7,008,334,921
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,068,169,400</u>	
	企業債合計		1,068,169,400
(2)	リース債務		2,727,510
(3)	未払金		1,074,362,100
(4)	引当金		
イ	賞与引当金	429,446,921	
ロ	法定福利費引当金	<u>78,578,653</u>	
	引当金合計		508,025,574
(5)	その他流動負債		
イ	預り保証金	9,465,040	
ロ	預り有価証券	3,000,000	
ハ	その他預り金	<u>47,881,055</u>	
	その他流動負債合計		<u>60,346,095</u>
	流動負債合計		2,713,630,679
5	繰延収益		
	長期前受金		4,857,226,980
	収益化累計額	<u>△ 4,172,094,308</u>	
	繰延収益合計		<u>685,132,672</u>
	負債合計		<u><u>10,407,098,272</u></u>

	資 本 の 部	
6 資 本 金		7,107,417,303
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 補 助 金	<u>705,671,475</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		705,671,475
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	2,421,752,554	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>2,322,392,711</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>4,744,145,265</u>
剰 余 金 合 計		<u>5,449,816,740</u>
資 本 合 計		<u>12,557,234,043</u>
負 債 資 本 合 計		<u>22,964,332,315</u>

令和元年 8月29日 提出 船 橋 市 長 松 戸 徹

認定第 10 号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度船橋市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 8 月 29 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

平成 30 年 度 船 橋 市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			合 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24 条第3項の規定によ る支出額に係る財源 充 当 額	
第1款	円	円	円	円
下水道事業収益	17,726,412,000	0	0	17,726,412,000
第1項				
営業収益	11,046,771,000	0	0	11,046,771,000
第2項				
営業外収益	6,679,641,000	0	0	6,679,641,000

支 出

区 分	予 算					小 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額	
第1款	円	円	円	円	円	円
下水道事業費用	17,319,141,000	0	0	0	0	17,319,141,000
第1項						
営業費用	14,859,448,000	0	0	0	0	14,859,448,000
第2項						
営業外費用	2,324,486,000	0	0	0	0	2,324,486,000
第3項						
特別損失	85,207,000	0	0	0	0	85,207,000
第4項						
予備費	50,000,000	0	0	0	0	50,000,000

下 水 道 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
17,434,325,994	△ 292,086,006	
11,118,667,853	71,896,853	(うち、仮受消費税及び地方消費税 569,401,112円)
6,315,658,141	△ 363,982,859	(" 90,350円)

地 方 公 営 企 業 法 第 26 項 に 準 拠 額	額	決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 項 に 準 拠 額	不 用 額	備 考
	合 計				
円	円	円	円	円	
0	17,319,141,000	17,154,470,419	22,000,000	142,670,581	
0	14,859,448,000	14,789,426,765	22,000,000	48,021,235	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 354,045,123円)
0	2,324,486,000	2,277,274,223	0	47,211,777	(" 21,461円)
0	85,207,000	87,769,431	0	△ 2,562,431	
0	50,000,000	0	0	50,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額に係る財源 充 当 額
第1款 資本的収入	円 13,286,804,000	円 1,194,740,000	円 14,481,544,000	円 2,959,658,268
第1項 企業債	8,073,700,000	585,610,000	8,659,310,000	1,593,800,000
第2項 出資金	1,685,966,000	0	1,685,966,000	0
第3項 補助金	2,830,301,000	597,370,000	3,427,671,000	1,342,426,000
第4項 負担金	669,403,000	11,760,000	681,163,000	23,432,268
第5項 貸付金償還金	27,434,000	0	27,434,000	0

支 出

区 分	予 算						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	予 備 費 支 出 額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰 越 額	継 続 費 繰 越 次 額
第1款 資本的支出	円 19,454,509,000	円 1,194,740,000	円 0	円 0	円 20,649,249,000	円 2,965,499,496	円 169,544,000
第1項 建設改良費	9,759,575,000	1,194,740,000	0	14,240,860	10,968,555,860	2,965,499,496	169,544,000
第2項 企業債償還金	9,616,412,000	0	0	0	9,616,412,000	0	0
第3項 貸付金	28,522,000	0	0	0	28,522,000	0	0
第4項 予備費	50,000,000	0	0	△ 14,240,860	35,759,140	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,968,600,632円は、引継金706,773,843円、当年度分損益勘定留保資金
るものとする。

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継 続 費 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
円	円	円	円	
169,500,000	17,610,702,268	10,271,638,108	△ 7,339,064,160	
157,500,000	10,410,610,000	5,678,000,000	△ 4,732,610,000	
0	1,685,966,000	1,629,699,734	△ 56,266,266	
12,000,000	4,782,097,000	2,299,581,000	△ 2,482,516,000	
0	704,595,268	638,317,774	△ 66,277,494	(うち、仮受消費税 及び地方消費税 38,472,467円)
0	27,434,000	26,039,600	△ 1,394,400	

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
合 計		地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継 続 費 次 通 繰 越 額	合 計		
円	円	円	円	円	円	
23,784,292,496	17,240,238,740	4,004,511,598	1,784,740,000	5,789,251,598	754,802,158	
14,103,599,356	7,595,553,026	4,004,511,598	1,784,740,000	5,789,251,598	718,794,732	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 497,638,246円)
9,616,412,000	9,616,411,714	0	0	0	286	
28,522,000	28,274,000	0	0	0	248,000	
35,759,140	0	0	0	0	35,759,140	

5,510,926,789円で補填した。なお不足する額750,900,000円は、同意済企業債の未発行分をもって翌年度に措置す

平成 30 年度船橋市下水道事業損益計算書
(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

1 営業収益

(1) 下水道使用料	6,937,996,556	
(2) 他市負担金	179,517,353	
(3) 他会計負担金	<u>3,431,752,832</u>	10,549,266,741

2 営業費用

(1) 管渠費	312,438,053	
(2) ポンプ場費	112,888,765	
(3) 処理場費	2,380,438,738	
(4) 業務費	375,330,930	
(5) 総係費	610,769,101	
(6) 負担金	1,231,409,256	
(7) 減価償却費	9,388,858,467	
(8) 資産減耗費	<u>23,248,332</u>	<u>14,435,381,642</u>

営業損失 3,886,114,901

3 営業外収益

(1) 他会計負担金	2,124,732,940	
(2) 他会計補助金	884,814,494	
(3) 長期前受金戻入	3,271,613,378	
(4) その他営業外収益	<u>13,415,935</u>	6,294,576,747

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	2,276,939,994	
(2) その他営業外費用	<u>43,752,421</u>	<u>2,320,692,415</u>

経常利益 87,769,431

5 特別損失

(1) その他特別損失	<u>87,769,431</u>	<u>87,769,431</u>	<u>△ 87,769,431</u>
-------------	-------------------	-------------------	---------------------

当年度純利益 0

前年度繰越利益剰余金 0

その他未処分利益剰余金変動額 0

当年度未処分利益剰余金 0

平 成 3 0 年 度 船 橋 市
(平成30年4月1日から)

	資 本 金	剰		
		資 本 剰 余 金		
		受贈財産評価額	補助金	資本剰余金合計
当年度開始時残高	46,914,722,584	8,719,892,588	5,784,555,000	14,504,447,588
当年度変動額	1,629,699,734	22,181,003	0	22,181,003
出資金の受入	1,629,699,734	0	0	0
土地の受贈	0	22,181,003	0	22,181,003
減債積立金の取崩	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0
当年度末残高	48,544,422,318	8,742,073,591	5,784,555,000	14,526,628,591

下水道事業剰余金計算書

平成31年3月31日まで

(単位：円)

剰余金			剰余金合計	資本合計
減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
0	0	0	14,504,447,588	61,419,170,172
0	0	0	22,181,003	1,651,880,737
0	0	0	0	1,629,699,734
0	0	0	22,181,003	22,181,003
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	(当年度未処分利益剰余金)	0	14,526,628,591	63,071,050,909

平成 3 0 年度船橋市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	48,544,422,318	14,526,628,591	0
条例第 4 条による処分額	0	0	0
処分後残高	48,544,422,318	14,526,628,591	(繰越利益剰余金) 0

平成30年度船橋市下水道事業貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部			
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
イ	土地	20,679,581,856	
ロ	建物	16,817,638,810	
	減価償却累計額	<u>△ 578,893,155</u>	16,238,745,655
ハ	構築物	225,506,889,338	
	減価償却累計額	<u>△ 6,395,736,193</u>	219,111,153,145
ニ	機械及び装置	16,074,548,366	
	減価償却累計額	<u>△ 1,882,177,980</u>	14,192,370,386
ホ	車両及び運搬具	2,401,123	
	減価償却累計額	<u>△ 510,804</u>	1,890,319
ヘ	工具器具及び備品	32,963,924	
	減価償却累計額	<u>△ 1,629,148</u>	31,334,776
ト	リース資産	9,130,063	
	減価償却累計額	<u>△ 1,789,889</u>	7,340,174
チ	建設仮勘定	<u>1,657,433,317</u>	
	有形固定資産合計		271,919,849,628
(2)	無形固定資産		
イ	施設利用権	13,989,185,046	
ロ	ソフトウェア	1,636,730	
ハ	リース資産	<u>80,769,168</u>	
	無形固定資産合計		14,071,590,944
(3)	投資その他の資産		
イ	出資金	5,000,000	
ロ	長期貸付金	<u>21,497,300</u>	
	投資その他の資産合計		<u>26,497,300</u>
	固定資産合計		286,017,937,872
2	流動資産		
(1)	現金預金		5,872,150,755
(2)	未収金	1,552,131,713	
	貸倒引当金	<u>△ 159,130,517</u>	1,393,001,196
(3)	短期貸付金		
イ	短期貸付金	<u>19,785,300</u>	
	短期貸付金合計		<u>19,785,300</u>
	流動資産合計		<u>7,284,937,251</u>
	資産合計		<u>293,302,875,123</u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 122,186,781,458

企業債合計 122,186,781,458

(2) リース債務

63,727,962

(3) 長期前受収益

237,500,000

固定負債合計

122,488,009,420

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 10,177,187,715

企業債合計 10,177,187,715

(2) リース債務

23,039,977

(3) 未払金

7,033,568,761

(4) 前受収益

12,500,000

(5) 引当金

イ 賞与引当金 52,728,000

ロ 法定福利費引当金 8,996,000

引当金合計

61,724,000

(6) その他流動負債

イ 預り保証金 750,000

ロ その他預り金 10,426,441

その他流動負債合計

11,176,441

流動負債合計

17,319,196,894

5 繰延収益

(1) 長期前受金

93,695,827,725

収益化累計額

△ 3,271,209,825

繰延収益合計

90,424,617,900

負債合計

230,231,824,214

資 本 の 部

6 資本金

48,544,422,318

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額 8,742,073,591

ロ 補助金 5,784,555,000

資本剰余金合計

14,526,628,591

剰余金合計

14,526,628,591

資本合計

63,071,050,909

負債資本合計

293,302,875,123

令和元年 8月29日 提出

船 橋 市 長

松 戸 徹